

勤労市民ニュース

平成 30 年 (2018 年) 2 月 28 日 No.106
編集発行 鎌倉市産業振興課勤労者福祉担当
〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10
電 話 0467-23-3000 内線 2402
e メール rousei@city.kamakura.kanagawa.jp
U R L <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

女性のセカンドキャリアステップセミナー 第5回

『採用担当者があなたに会いたくなる書類の書き方～履歴書&職務経歴書編』

3/6 (火) 10 時～12 時

鎌倉生涯学習センター (きらら鎌倉)
第7集会室 鎌倉市小町 1-10-5

企業で採用担当の経験を持つ講師が、
採用する側の目線から『この人に会っ
てみたい』と思わせる、魅力的な履歴
書等の書き方をレクチャーします。

セミナー終了後、希望者はランチ会を実施します。

定員20名 (先着順) 3/5 (月) 15時締切 お申込みはお早めに！

問い合わせ・ご予約は

かまくら主婦's ネットワーク <http://kamakura-net.jimdo.com/>

又は 鎌倉市 産業振興課 勤労者福祉担当 TEL 0467-61-3853 (直通)

☆鎌倉市協働事業です☆

参加費無料

M6 見学会・保護者交流会

3/10(土) 13 時 30 分～15 時

湘南・横浜若者サポートステーション実施
見学施設: Live Box M6
横浜市磯子区東町 15-32-6F

不登校・ひきこもり・ニートなど自立に悩む
若者の相談室が、本人と家族のための施設
見学会と保護者交流会を行います。支援を
受けた若者の経験談などもあります。

問い合わせ・ご予約は

湘南・横浜若者サポートステーション 鎌倉市小袋谷 1-6-1-2F TEL 0467-42-0203

職場の困りごと相談会

3/1 (木) 10 時～16 時

鎌倉市役所 1 階ロビー
鎌倉市御成町 18-10

パート・派遣・契約社員の
ための労働相談会

職場で困ったことは起きていませんか。退職、
解雇、賃金、労働時間等の労働条件について、
かながわ労働センター職員がご相談に応じます。
相談無料・秘密厳守です。労働手帳などの資料
も配布いたします。

主催：神奈川県かながわ労働センター 共催：鎌倉市

平成30年4月1日から 障がい者の法定雇用率が引き上げになります

障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から次のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

また併せて、次の2点についてもご注意ください。

1 対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障がい者を雇用しなければならない民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆毎年6月1日時点の障がい者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆障がい者雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用促進者」を選任するよう努めなければなりません。

2 平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

平成33年4月までには、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。

〈障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要〉

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。

1 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応

- (1) 障害者に対する差別の禁止
- (2) 合理的配慮の提供義務
- (3) 苦情処理・紛争解決援助

2 法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える（施行期日平成30年4月1日）
法定雇用率は原則5年ごとに見直し

3 その他

障害者の範囲の明確化その他の措置を講ずる

かながわで障がい者雇用を進めるための総合ポータルサイト

神奈川県障害者雇用促進センターでは、企業等が障がい者雇用を進めるための情報を、一元的にわかりやすく提供するため、平成 29 年 10 月 27 日に障がい者雇用に関するポータルサイトを開設しました。

こちらのポータルサイトでは、障がい者雇用に取り組む企業の目線で、「働く障がい者を知る」「支援機関に相談する」「雇用を進める」の 3 ステップに分けて情報発信するほか、就労支援機関や就労を希望する障がい者の皆様に役立つ情報も発信していきます。ぜひご活用ください！

神奈川県障害者雇用促進センター

「企業」と「障がい者就労支援機関」の皆様に対し、無料の出前講座の実施や、障がい者雇用に関する相談を承っています。

かながわで障がい者雇用を進めるための総合ポータルサイト

ホームページ： http://www.pref.kanagawa.jp/docs/sj6/cl/top_shougasha_koyo.html

問い合わせ：神奈川県障害者雇用促進センター TEL：045-633-6110（代表）

「かながわ障害者雇用優良企業」を募集しています！

平成 22 年度から県内で障がい者雇用に積極的に取り組む中小企業等を「かながわ障害者雇用優良企業」として認証し、その取組内容などを県のホームページ等を通じて広く PR しています。

平成 29 年 10 月 31 日時点で 55 社が認証されています。皆様のご応募をお待ちしております。

「かながわ障害者雇用優良企業」とは

次の要件をすべて満たし、県が認証した企業等です。（社会福祉法人、NPO 法人等を含む。）

- 1 企業全体の常用雇用労働者数が 300 人以下であること。
- 2 県内における事業所所在地集計の障がい者実雇用率が 4.0%以上であること。
（常用雇用労働者数 50 人未満の企業等については、障がい者を 2 名以上雇用していること。）
- 3 特例子会社ではないこと。
- 4 労働関係法規を遵守していること。
- 5 公序良俗に反する事業を行っていないこと。

◆「かながわ障害者雇用優良企業」のメリット

県がホームページ等を通じて企業名や取組内容などを広く紹介するほか、県の中小企業制度融資「フロンティア資金」を優遇金利 1.8%以内で受けることができるなどのメリットがあります。

◆申請方法について

必要書類（申請書、会社概要、障がい者雇用状況を証明するもの）を神奈川県産業労働局労働部雇用対策課障害者雇用促進グループまでご提出ください。申請は随時受け付けています。

ホームページ： <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f532879/> TEL：045-210-5871

事業主の皆様へ 従業員の福利厚生の充実にご利用ください！

しおかぜ湘南

(湘南勤労者福祉サービスセンター)

しおかぜ湘南は、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市内の
中小企業・個人事務所に「サービスセンター」を
通じて福利厚生制度の導入を促進し、勤労者等の
福祉向上とともに地域産業を活性化することを目
的としています。

加入するメリット

- 1 福利厚生制度の導入は、企業の労働環境を向上し、
人材確保や定着に大きく役立ちます。
- 2 しおかぜ湘南は行政の支援により運営されているため、
少ない負担でも充実したサービスが受けられます。
- 3 企業の税負担軽減が図れます。
- 4 従業員は、サービス利用により余暇活動の充実が図れます。

問い合わせ先

湘南勤労者福祉サービスセンター事務局

TEL 0466-50-3900

月～金（祝日除く）8：30～17：15

しおかぜ湘南

検索



各 種 相 談

相談無料・秘密厳守！

鎌倉市では、専門家による労働問題に関する個別相談を無料で行っています。詳しい日時等は、広報
かまぐらひの毎月1日号に掲載しています。電話予約のうえお気軽にご利用ください。

（なお、鎌倉市が費用を負担するため相談記録を市職員が確認します。予めご了承ください。）

予約・申込：鎌倉市 産業振興課 勤労者福祉担当 TEL 0467-61-3853（直通）
（予約受付は原則前月20日から）

メールによる労働相談

労働問題全般にわたり、社会保険労務士が相談に応じます。

鎌倉市のホームページ <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/msodan.html>

から相談を。回答まで一週間程度のお時間をいただく場合があります。メールによるご相談は、
原則として一回の往復に限ります。回答をご覧になってご不明な点は、面談による労働相談を
ご利用ください。

労働相談

職場での様々な労働問題や年金問題等に社会保険労務士が相談に応じます。

労働法律相談

勤労者の直面する法律問題に弁護士が相談に応じます。

メンタルヘルスカウンセリング

職場や日常生活ストレスで悩んでいるご本人、その同僚や家族
の相談に、産業カウンセラーが応じます。

就職支援相談

キャリアコンサルタントが相談に応じます。就職活動に関する事なら何でもご
相談ください。お子様の就職を心配されるご家族のご相談もお受けしています。